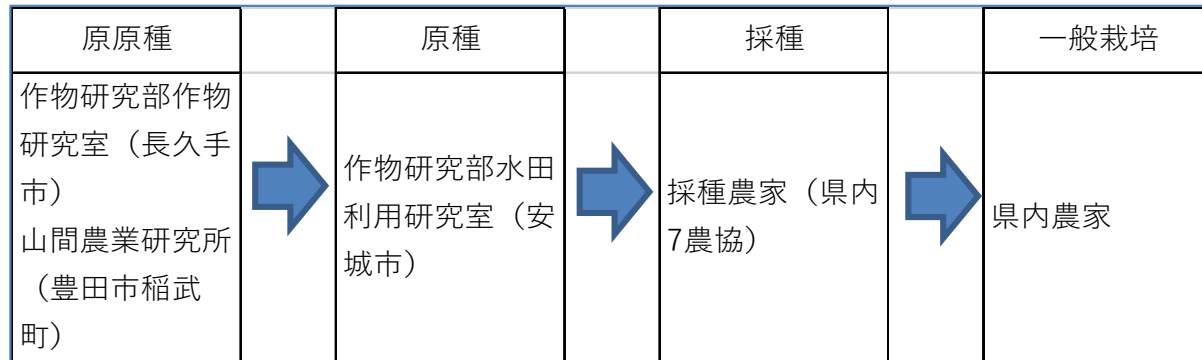


奨励品種の審査について

【 奨励品種とは】

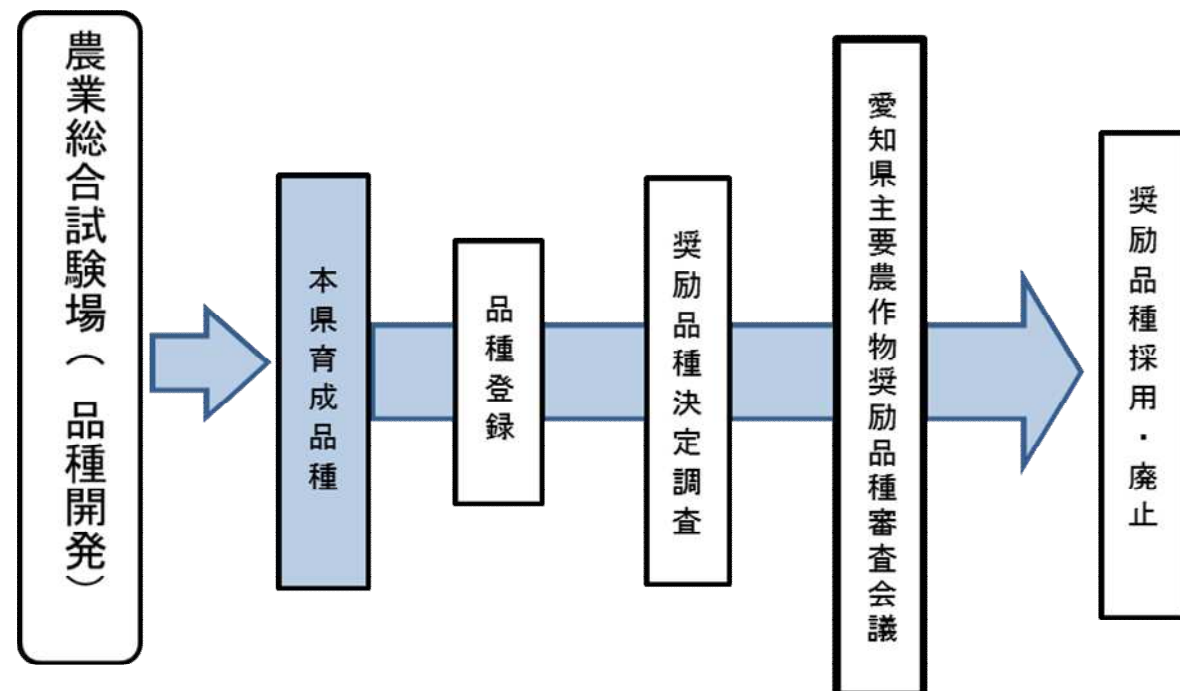
「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」に基づく、県内に普及すべき主要農作物(稲・麦類・大豆)の優良な品種であり、県において原原種、原種の生産を行い主要農作物の種子の安定供給を図るための組織と連携して種子供給をする品種のことです。

種子供給体制



【 決定までの手続き(本県育成品種の場合)】

奨励品種は、品種開発機関(農業総合試験場、民間企業等)からの申請を受け、農業総合試験場が行う奨励品種決定調査の結果を元に、愛知県主要農作物奨励品種審査会議において採否を決定します。



(愛知県主要農作物奨励品種決定要領から抜粋)

1 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定する場合は、気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、農作物の需要動向等を十分考慮し、種子の安定供給が可能な品種で次の基準のいずれかを満たすものとする。

- ア 栽培上の重要な特性が、既存の品種と比較して明らかに優れていると認められること。
- イ 生産物の利用上の重要な特性が、既存の品種と比較して明らかに優れていると認められること。

2 奨励品種の廃止基準

奨励品種に採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を廃止することができる。

- (1)奨励品種の特性が変化し、1の基準を満たさなくなった場合。
- (2)栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- (3)当該品種の作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- (4)新たな奨励品種によって代替が可能である場合。
- (5)当該品種の種子の供給が困難となった場合。

【 現在の奨励品種】

令和5年8月現在で、水稻うるち米10品種、酒米3品種、もち4品種、小麦2品種、大豆1品種の合計20品種が奨励品種に採用されています。

【 条例制定】

令和2年4月1日に「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例(令和2年条例第33号、以下「種子条例」という。)」が制定されました。これまで主要農作物種子法(平成30年4月1日付廃止)に基づき実施してきた奨励品種の決定や種子の生産及び供給に加えて、品種開発等の新たな取り組みが明記されています。

【愛知県主要農作物奨励品種審査会議の改正について】

種子条例制定に合わせて、愛知県主要農作物奨励品種審査会議開催要領を改正しました。新たに、構成員に有識者や消費者の代表者を加えることとともに、会議を原則として公開することとしております。